- ・日常の買物が困難な買物弱者への支援策として、区市町の実施する買物弱者支援事業と協力
- ・団地内でスーパー等の移動販売サービスを提供(生鮮食品、トイレットペーパー等を販売)
- ・都営住宅居住者の日常生活の利便性向上とコミュニティの活性化に寄与
- ・平成29年12月より開始
- ・令和4年7月時点で10区9市1町66か所にて移動販売を実施



